

(6) 出雲市社会福祉協議会（佐田事業所）提供資料

■「住み慣れた地域で暮らす」を実現するために地域分散型・小規模通所介護施設への挑戦

出雲市社会福祉協議会佐田支所

出雲市の南部にある佐田町。須佐之男命をまつる須佐神社など歴史ある名所旧跡も多い町だ。この町では、小規模の通所介護施設が地区ごとに開所されている。そこでは集まった人たちの笑い声があふれ、和やかな空気が流れている。

◆一日40人の利用者でいっぱい

佐田町社会福祉協議会（2005年、市町村合併を機に出雲市社会福祉協議会佐田支所となる）は1991年からデイサービスや生活支援ハウス事業などを実施していた。1999年には特別養護老人ホーム「やまゆり苑」を開所し、在宅・入所を問わず高齢者のケアを推進した。2002年以降「やまゆり苑」ではユニットケアを実践している。

「やまゆり苑」ではデイサービスも行われていたが、職員はそこでの集団ケアのあり方にだんだん疑問を持ち始めていた。「やまゆり苑通所介護事業所」は町内にただ一ヶ所のデイサービスセンターであった。そのため利用者でいっぱいになり、新規希望者が入れなくなってしまうとともに、所内では入浴や機能訓練などで職員は精一杯、利用者一人一人の顔もよくわからなくなる状態となった。「その人」を見られなくなっていたのだ。これではいけないということから別の場所に通所介護の拠点を設けることが検討された。地域にサービスの機能・拠点を分散（サテライト化）するという「地域分散型」の取り組みである。

◆地域に出て行くデイサービスをつくる

佐田町社協では、「出身地域に近いところでデイサービスができるといいのではないか、地域で支えよう」という思いから地域分散型・小規模通所介護への取り組みを始め、各地域に民家や保育所跡を利用した拠点をつくっていった。

職員が「地域分散型・小規模」に注目したのはユニットケアの経験が影響している。ユニットケアへの取り組みの中で、「その人らしい」ケアの重要性に気づく。さらによいケアを目指そうとする過程で「地域分散型・小規模」の発想が浮かんできたのである。佐田町社協がユニットケアの中で培ってきたことが地域生活や在宅サービスの中でも応用できるようになったのである。

◆佐田支所が取り組みサービスのあゆみと概要

[あゆみ]

2002年5月

○特別養護老人ホーム「やまゆり苑」にユニットケアを導入

2003年9月

○「朝原ケアセンター」開所

登録者は1日10名（月～金）。常時いる職員数は3名。小学校跡で後に縫製工場

となった朝原地区が所有する建物（土地は町所有）を利用している

2003年11月

○「サテライトにしき」開所

登録者は5名（月火木金）。常時いる職員は3名。古民家を利用している。

2004年5月

○「東須佐サポートセンターかがやきの家」開所

登録者数は10名（月火木金）。常時いる職員は3名。ここはもともと保育所だった建物で町が改修した。

○「サテライトよしのの家土居」開所

登録者数5名（月～金）。常時いる職員数は2名。福祉のために使ってほしいと希望されていた民家を利用している。

2004年8月

○「にしき事業所」単独認可。

登録者10名に。

2004年11月

○「サテライト西須佐サポートセンターこもればの家」開所

登録者は1日10名（月～土）。常時いる職員数は4名。もともと保育所跡を町が改修した所。

2005年6月

○「かがやきの家」が朝原ケアセンターのサテライトへ移行。「こもればの家」が単独認可

2005年12月

○「やわたばら」開所

登録者は1日10名（月～土）。常時いる職員数は3名。古民家を利用している。

[理念]

つなぎあいます、ぬくもりのあるサービス

[方針]

○住みたい地域、住み続けられる地域づくり

○ぬくもりのある地域福祉型福祉サービス

○住民一人ひとりの思いをつなぐ福祉サービスの提供

《出雲市佐田町の現況（2005年4月1日現在）

■人口：4,498人

■高齢者人口：1,501人（高齢化率33.3%）

■要介護認定者数：355人（認定率23.7%）

■独居高齢者：98人（高齢者単独世帯；87世帯）

◆地域にとけこんだ民家を利用した事業所

「にしき事業所」

佐田支所に程近い場所にある「にしき」。ここは大きな旧家である。持ち主が転居後は空き家になるため、社協で使ってほしいと希望されたことから借用することになった。

玄関を入ると右手にスロープがある。中は、建具をはずしてオープンにしてあり広々とした印象である。大改修はなかったものの、風呂の部分改修と男性トイレ・車椅子専用トイレが作られた。車椅子専用トイレも余裕を持った作りとなっている。

居間や床の間にはこたつがあり、まさに普通の家庭である。利用者はリビングのソファで職員を交え和やかに談笑している。のんびりした穏やかな空気に包まれ居心地のよい空間だ。

ここには近所の人、多く訪ねており、地域の住民から期待されていることがよくわかる。



古民家の落ちついたたたずまいが利用者に安心をもたらす（にしき事業所）

「やわたばら」

「やわたばら」は昨年12月にできたばかりの一番新しい通所事業所で、社協所有の民家である。

高台にあり周りを見渡せ、目の前には穏やかな景色が広がる。すぐ前には学校もあり、窓からは生徒たちの元気な姿も見える。ここも地域にとけこんでいる。

この民家も築100年余りの古民家。昨年1月に持ち主から競うを受け母屋を大改修した。家の中は真新しい印象を受けるが、柱や梁はそのまま、古い住宅の雰囲気充分残っている。

介護保険制度改正をにらみ、小規模多機能型居宅介護事業所として利用できるように改修したので、通い・泊まり・居住とさまざまな使い方ができるようになっている。いわゆる「多機能化」である。部屋数も大小あわせて約10部屋ある。改修工事は社協の蓄えでまかなった。

この地域は、ボランティアに関心が高い地域でもあり、彼らとの連携に向けて社協の期待も大きい。



古民家を利用した「やわたばら」事業所の落ちついたたたずまい

◆各地域のニーズに即して

[高齢者が必要とするサービスを独自に提供]

佐田支所では介護保険での通所介護事業、施設サービスの提供にとどまらず、地域のニーズに即した役割を果たすことを目的として、地域に分散した各通所介護事業所

が「通う」「泊まる」「在宅介護の相談」への対応など多機能化を図っている。

また、各事業所が、座談会的な場を設けてニーズを拾っている。

2003年8月時点では、通所介護事業所は1ヵ所。登録者数は115名。一日利用者が40名という状況であった。しかし、小規模通所介護事業所が各地域にできたことで、2006年1月には登録者数が152名。一日の利用者は75名と倍増した。これは、利用者の身近な場所でサービスが提供できること、潜在化していた高齢者のニーズが顕在化したこと、および高齢者に必要な量のサービスを提供できるようになったことを示している。

これらの小規模な事業所は、「通所」のサービスだけにとどまらず、「泊り」にも柔軟に対応している。「多機能化」のゆえんである。本来、介護保険制度で利用できる短期入所は「特別養護老人ホームやまゆり苑」の10床のみで、満床の場合は町外の施設を利用するしかない。しかし、佐田支所では、事業所の近くに住む認知症の人や高齢者が宿泊サービスを受けられる。人間関係や環境の変化によって高齢者が混乱したり状態が悪化しないことを目的に、独自事業として最高2泊3日の宿泊サービス（利用額：1泊3,000円、食事希望の場合は3食1,050円）を行っている。金額は各事業所とも同額である。

相談業務にも力を入れている。町内の東西サポートセンター、窪田地区サポートセンターに介護支援専門員を配置し、在宅介護支援センターとも連携をとりながら介護保険の相談だけでなくさまざまな生活上の相談ができるような体制も整えている。

[児童クラブの子どもたちと高齢者の交流]

佐田支所で取り組んでいる在宅福祉サービスは、高齢者を対象としたものだけではない。町内の2箇所では放課後児童クラブも受託運営している。

その一つ、窪田児童クラブは「特別養護老人ホームやまゆり苑」内で開設されている。児童たちは学校から「やまゆり苑」へやってきて遊んだり宿題をする。当初戸惑い気味だった児童、利用者、職員の間には交流やふれあいが生まれ、異世代間の交流を通じた児童たちの成長もみられるようになった。

各地の小規模・通所介護事業所においても同様で、近隣の児童が学校帰りによって利用者と一緒に過ごしたり、自発的に掃除を手伝ったりしている。児童の安全や保護者の育児支援のためにも、地域の事業所で児童が安心して放課後を過ごすことができるような事業展開をさらに検討している。



自宅にいるかのようにくつろいで子どもたちと交流

[地域の課題を地域住民と事業所が一体となって解決する]

佐田支所では地域住民と小規模事業所をつなぐことも社協の役割では、と考えている。そのことにより、地域の課題を住民と事業所が一体となって解決していくことを意図している。一つの地域づくりの取り組みである。

各事業所でと高齢者クラブ（老人クラブ）、ふれあいいきいきサロンなどと之交流事業は地域の独居高齢者のよりどころとなり、孤独感の解消にもなっている。

各事業所は地域住民のボランティア実践の場、中高生のボランティア体験の場にもなっている。ボランティア活動をきっかけに、自ら来所する中高生もいる。

「地域住民に、ボランティアとしてできることをしてもらい、何かのときには事業所を利用してもらうというような付き合いができるといいと思う」と職員も話す。地域にとけこんだ小規模な事業所であれば、そうしたことが可能となる。

住民も自分たちの住む地域で高齢者、要介護者、障害者などとふれあい、生の声を聞くことによって、自分たちに何ができるのかを考える機会をもつことができる。そして、彼らに対する理解を深め、すべての人を地域の生活者としてとらえることができるようになるのである。

地域住民にとって小規模事業所が身近な存在となることで、事業所が地域交流推進の場、福祉教育推進の場、そして意識啓発の場になることが大切だと佐田支所では考えている。

[寄り添うということ]

「古民家を改修した事業所でお年寄りを迎えると、この人もこの家のように長い人生を歩まれて……と、その人のこれまでの人生に思いが及ぶ」と社協職員は話す。

ゆったりした雰囲気のある民家だからこそ、「寄り添う」ケアが職員にも意識される。「寄り添う」ということについて、次のような出来事があった。ある職員が「そろそろAさんがトイレに行く時間だな」という頃にさりげなくAさんに近づいた。すると、Aさんは職員の服をひっぱって合図するようになった。利用者から「この人は私をわかってくれている」と思ってもらえ、Aさんの言いたいことが分かるようになってきたとその職員は言う。

「デイサービスに来る人は自分なりの過ごし方を求めて来所する。表面的な話でも満足する人。なんで、こんな体操をこの年になってしないといけないのかと言う人もいる。そんなときに「こういう効果がある体操だから」ときちんと理由を話す。遊びに来る感覚の人もいる。利用者が何を望んでいるかを分かるようにならないとデイサービスは難しいと職員は感じている。



歴史ある民家でのひとときは、利用者のなつかしい記憶を呼び起こす

[小規模ならでは]

事業所が小規模になって地域に分散したことで提供するサービスも小回りがきいたものになった。例えば「今日は〇〇に行きます」と大型バスに乗り一斉に出かける行事的な団体行動ではなく、「ちょっと外へ出かけてみたい」という人がいれば、小型車でもすぐに出かけることが可能なのだ。

田中克己支所長は、「個々のサービスが効果をもたらす利用者は多くなっている。

家にいるよりでたい。出て自分にあったことをして気分転換をする。これが介護予防に役立っているのではないかと話す。

さらに「制度ができてやはり狭間の部分ができてくる。制度にないことでもニーズがあればやっていくことが大切。そのために母体がしっかりしていることが重要ではないかと思う。いろいろな事業を別々にするのではなく一体的に行って地域の人を支えることが社協の役割ではないかという思いで事業展開をしている」と語る。佐田支所では社協が母体となりながら、地域に分散した小規模な事業所を支え、各事業の質が向上するよう取り組んでいる。

◆これからも地域の人に目を向けて

2005年3月、市町村合併により佐田町社協は出雲市社協佐田支所となった。

佐田支所は今後、介護保険利用者だけではなく地域住民を対象としたサービスを展開し、機能の充実を図っていく考えだ。

元気高齢者の活動の場の提供、独居高齢者・日中独居高齢者への昼食の提供、高齢者の一時的な病気やケガに対応した生活支援（宿泊、訪問）災害時における高齢者の避難場所の提供、高齢者だけではなく住民の身近な相談窓口の開設、さまざまな情報発信、子どもたちの安全な居場所作りなどについて検討している。

田中支所長は「地域に埋もれているニーズを顕在化し、それに一つ一つ答えながら機能をつくりあげていくことで今の佐田地区今の佐田地区の福祉ができてきた。これからもその基本姿勢を維持し、地域に根ざした生活問題の拠点として、住民に安心感を提供できるように機能充実を図りたい」と社協の役割について話した。

各事業所概要

事業所名	登録数	常時いる職員の数	特徴
通所やまゆり苑	10名	4名	特別養護老人ホームが併設されていて、連携によりプラスアルファの応援体制が可能である 〈月～土曜日〉
認知症専用通所介護「ひだまりの家」	10名	4名	認知症の方専門の家。認知症の方は認知症の方にあうようなデイサービスを個別に、専門的に関わることで開所 〈月～土曜日〉
にしき	10名	3名	古民家を利用している 〈月、火、木、金曜日〉
朝原ケアセンター	10名	3名	小学校跡で後に縫製工場となった朝原地区が所有する建物（土地は町所有）を利用している 〈月～金曜日〉
サテライトかがやきの家	10名	3名	もともと保育所だった建物で町が改修した 〈月、火、木、金曜日〉
サテライトよしのの家土居	5名	3名	福祉のために使ってほしいと希望されていた民家を利用 〈月～金曜日〉
こもればの家	10名	4名	もともと保育所跡を町が改修した所 〈月～土曜日〉
やわたばら	10名	3名	古民家を利用している 〈月～金曜日〉

※この文章は、平成18年3月 社会福祉法人島根県社会福祉協議会が発行した「その人らしい暮らしを支えるわがまちの福祉サービス実践―地域福祉型福祉サービスの推進―」から抜粋したものです。

3. 冊 冊 冊 冊 冊 冊

<p>平成 18 年 12 月</p> <p>小規模多機能型小規模住宅建設推進事業</p> <p>北見学国入学社会福祉学部 杉岡直人</p> <p>地域密着型小規模多機能サービス拠点における事業展開にあたっての課題把握調査へのご協力をお願い</p> <p>事業費 ますますご清算のこととお断り申し上げます。</p> <p>11月～長寿一般(430)の助成を受けて、「地域密着型小規模多機能サービス拠点」の展開に向けた課題の把握と地域での成立要因について調査研究を行っております。</p> <p>小規模多機能サービス拠点には必ずしも介護保険制度にあわせてのものばかりではなく、もともと在宅サービスの活動などをはじめとして多様な取り組みがなされてきたため、相当数の関係者が従来の活動を中心に運営されていられると見込んでいます。今年度は、在籍の小規模多機能サービス拠点を調査して、具体的な事業留意事項などについてのご意見をもとに今後、地域密着型のサービスを生かしながら実施していただくことが課題となるなかで行政サービスの理解や役割もより求められているという指摘もあり、具体的な対策を明らかにしたいと考えています。</p> <p>つきましては、ご多忙中のご迷惑に存じますが、何卒本調査研究の趣意をご理解いただき、調査にご協力をお願いしますようお願い申し上げます。</p> <p>お問い合わせは下記のとおりです。</p> <p>調査票の答欄にご意見をご記入いただきたい資料は下記のとおりです。</p> <p>送付先は下記のとおりです。なお、ご返信は平成 18 年 12 月 22 日（金）までに、ご返信いただくようお願いいたします。なお、ご返信が滞り込む場合は、ご返信が滞り込む場合は、改めてご連絡を打ち合わせさせていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p style="text-align: center;">小規模多機能サービス拠点を選開する上での事業要件、課題についてお伺いします</p> <p>介護保険制度では、施設の管理運営に様々な要件を掲げている他、利用定員に依じた職員の配置形態などに一定の条件を定めていますが、真事業所としてサービスを提供する上で留意すべきと考えをお聞かせ下さい。</p> <p>1. 人員確保に向けた留意事項についてご意見を記入ください</p> <p>【人材の要件、人員確保の方針等について】</p> <p>サービスに従事する人員について、人材の要件や人員の確保の面で真事業所としての方針をお聞かせ下さい。</p> <p>管理者の要件</p> <p>介護支援専門員の要件</p> <p>その他の従業者の要件</p> <p>従業員の確保方針</p>
---	---

<p>事業費</p> <p>ますますご清算のこととお断り申し上げます。</p> <p>11月～長寿一般(430)の助成を受けて、「地域密着型小規模多機能サービス拠点」の展開に向けた課題の把握と地域での成立要因について調査研究を行っております。</p> <p>小規模多機能サービス拠点には必ずしも介護保険制度にあわせてのものばかりではなく、もともと在宅サービスの活動などをはじめとして多様な取り組みがなされてきたため、相当数の関係者が従来の活動を中心に運営されていられると見込んでいます。今年度は、在籍の小規模多機能サービス拠点を調査して、具体的な事業留意事項などについてのご意見をもとに今後、地域密着型のサービスを生かしながら実施していただくことが課題となるなかで行政サービスの理解や役割もより求められているという指摘もあり、具体的な対策を明らかにしたいと考えています。</p> <p>つきましては、ご多忙中のご迷惑に存じますが、何卒本調査研究の趣意をご理解いただき、調査にご協力をお願いしますようお願い申し上げます。</p> <p>お問い合わせは下記のとおりです。</p> <p>調査票の答欄にご意見をご記入いただきたい資料は下記のとおりです。</p> <p>送付先は下記のとおりです。なお、ご返信は平成 18 年 12 月 22 日（金）までに、ご返信いただくようお願いいたします。なお、ご返信が滞り込む場合は、ご返信が滞り込む場合は、改めてご連絡を打ち合わせさせていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p style="text-align: center;">小規模多機能サービス拠点を選開する上での事業要件、課題についてお伺いします</p> <p>介護保険制度では、施設の管理運営に様々な要件を掲げている他、利用定員に依じた職員の配置形態などに一定の条件を定めていますが、真事業所としてサービスを提供する上で留意すべきと考えをお聞かせ下さい。</p> <p>1. 人員確保に向けた留意事項についてご意見を記入ください</p> <p>【人材の要件、人員確保の方針等について】</p> <p>サービスに従事する人員について、人材の要件や人員の確保の面で真事業所としての方針をお聞かせ下さい。</p> <p>管理者の要件</p> <p>介護支援専門員の要件</p> <p>その他の従業者の要件</p> <p>従業員の確保方針</p>
---	---

【施設の人員配置等について】
 従業員の配置形態(従業員数、職能構成など)や勤務形態(常勤、非常勤の構成割合や夜勤等)に対応する体制などについて、貴事業所の対応策をお聞かせ下さい。

従業員の配置形態

従業員の勤務形態

採用時の研修、採用後の継続研修

■(参考)小規模多機能居宅介護事業種における人員配置を満たすことが定められています。介護保険制度の小規模多機能居宅介護事業種では、次の人員配置要件を満たすことが定められています。

区分	配置要件		備考
	配置要件	資格要件	
代表者	1名配置すること	<ul style="list-style-type: none"> 特養ホーム等において認知症高齢者介護の経験を有すること、又は、医療もしくは介護サービス等の経営の経験者であること 厚生労働大臣が定める研修を完了していること 	<ul style="list-style-type: none"> 管理者が代表者となること
管理者	1名配置すること	<ul style="list-style-type: none"> 特養ホーム等において3年以上認知症高齢者介護の経験を有すること 厚生労働大臣が定める研修を完了していること 	<ul style="list-style-type: none"> 他の職務と兼務できる
従業員	介護支援専門員 (ケアマネージャー) 1名配置すること (特設等を除く) 通いサービス利用定員3名毎に1名以上配置すること 通いサービス対応従業員 1名以上配置すること 訪問サービス対応従業員 1名以上配置すること 夜勤対応従業員 1名以上配置すること 直直対応従業員 1名以上配置すること	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員であること 厚生労働大臣が定める研修を完了していること なし 但し、従業員の1名以上は、看護士又は准看護師であること 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護計画を策定 宿泊サービスの場合、夜勤を1名以上配置すること 1名以上は常勤でなければならぬ

2. 機能・施設構成上の留意事項についてご意見をご記入下さい

【サービスの構成について】

介護保険制度では、「かよひ」、「宿泊」、「訪問」の三つのサービスの包括的提供することを要件としていますが、サービス提供上或いは事業所の運営・経営上留意すべきことについて、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。(介護保険制度の要件に必ずしも合致しないことであってもかまいません。)

サービスの提供にあたって留意していること

【施設の基準について】

介護保険制度では施設の基準についても、利用定員に応じた面積要件等がありますが、小規模多機能サービスを提供する上での施設の施設構成について、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

施設の機能構成について留意していること

【バリアフリー等について】

利用者の利便性や介護をする人の負担軽減などから、施設のバリアフリー化などが求められています。このような施設整備の工夫について、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

バリアフリー化にあたって留意していること

水回り設備などその他の施設整備の工夫について

■(参考)機能構成基準

介護保険制度では、「通いサービス、宿泊サービス、訪問サービス」を一体的、包括的に提供することが指定の要件となっています。

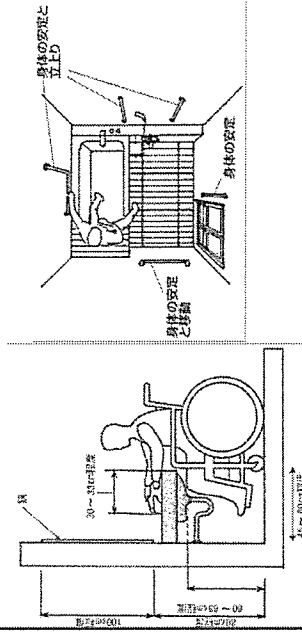
■施設整備基準

介護保険制度の認定を受けるには、下図のような機能施設構成が必要となる他、利用定員に応じた面積の要件が定められています。

専務室	居間および食堂 3㎡以上/人×通いサービス利用定員	宿泊室 7.43㎡以上/室・人
相談スペース		
その他	台所、浴室、トイレ、物入れ・給戸	

■バリアフリー基準例

ハートビル法などの規定では、水回りに関して下図のような施設整備が求められています。



3. 資金調達の手続きについてご意見をご記入下さい

【資金調達、公的資金のありかたについて】

小規模多機能サービスを展開していくうえで、資金調達面でのような工夫を図ることが必要でしょうか。また、公的資金の調達については横浜市の例では、一定の条件が付与されますが、貴事業所では運営・経営上どのような要件が必要でしょうか。貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

調達資金の方法・留意点

公的資金の調達要件

■(参考)横浜市の施設整備費の助成要件

【対象者】

・設置・運営する法人

【助成額(1箇所当り上限額)】

区分	助成額(上限)	補助対象経費
運営改修費	8,000千円	建物の改修、増築、新築に要する費用。 バリアフリー化に要する費用
初年度設備弁費	1,000千円	備品等購入費
権利取得費	1,000千円	建物及び土地の権利取得に要する費用。 (家賃を予定されるものを除く)

注:施設整備に關する助成制度には、建設業者選定及び契約手続上の要件が別途ある。

4. 土地・建物確保の留意点についてご意見をご記入下さい

【土地・建物の要件について】

小規模多機能サービスを展開する際の土地や建物について留意すべき点について、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

立地環境(事業上有効な立地環境など)

資産活用(建物資産の活用などの工夫、留意点)

用途転用・変更(既存施設の転用などの留意点)

■(参考)横浜市における要件等

【立地要件】

・住宅地の中にあること
・又は住宅地と同程度に要介護者等へのサービス提供が可能な地域であること

【権利形態】

・土地、建物は運営主体が賃貸又は所有
・賃貸の場合には契約期間は原則的に10年以上

【設置形態】

・既存の建物(民家、店舗等)の改修による場合
・既存サービス事業所(通所介護、グループホーム等)の増築等による場合
・新築による場合
・その他

5. 利用者確保の留意点についてご意見を記入下さい

【利用者ニーズの発掘、確保などについて】

小規模多機能サービス事業として立ち上げてゆくには、サービスの利用者確保が必須の要件となります。サービスのPRの方法やグループホームの併設など、利用者確保に向けた留意点について、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

提供サービスのPR方法

医療サービス、福祉サービスとの連携・派生的展開

その他の工夫

6. 事業計画上の留意点についてご意見を記入下さい

【事業運営・経営上の工夫について】

介護保険制度の小規模多機能サービスは、事業経算の面で厳しいことが想定されますが、事業の円滑で健全な運営・経営のうえでのような工夫が必要になるか、貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

サービス原価の低減対策
(人件費、施設費等)

介護報酬サービスや独自サービスの提供

【その他】

収支計画、他の事業やサービスと組み合わせて展開することも考えられますが、事業を成立させる上で貴事業所のお考えをお聞かせ下さい。

収支計画、採算計画の工夫

■(参考)介護保険制度にもとづくモデル事業収支

【前提条件】

要介護員:25人

通いサービス利用定員:15人(上記の内数)

【職員数】

介護支援専門員(ケアマネージャー):1人(管理者を兼務)

通いサービス対応従業員:5名(通いサービス利用定員3人当り1名の配置が義務)

訪問サービス対応従業員:1名(1名以上配置が義務)

夜勤対応従業員:1名、宿直員:1名(宿泊サービスを提供する場合、各1名以上配置が義務)

【試算結果】

	金額	算定根拠
人件費	290,000円	
介護支援専門員	1,216,000円	1,000円/時/人×5人×8時間×30.4日分
通いサービス対応	243,200円	1,000円/時/人×1人×8時間×30.4日分
訪問サービス対応	688,000円	1,250円/時/人×1人×16時間×30.4日分
夜勤対応	340,480円	700円/時/人×1人×16時間×30.4日分
宿直	2,687,680円	平均28.9万/月(年収換算約358万円)
人件費計	403,152円	人件費×15%
法定福利費	170,000円	全額借入れを想定
建設費返済、建物賃借料	300,000円	光熱水費、用地費
その他	3,590,832円	
支出合計	2,857,500円	25人×11,430単位×10円/単位
平均要介護度 1の場合	4,091,250円	25人×16,325単位×10円/単位
平均要介護度 2の場合	5,821,500円	25人×23,295単位×10円/単位
平均要介護度 3の場合	▲733,332円	赤字(事業として成立し得ない)
平均要介護度 1の場合	490,418円	
平均要介護度 2の場合	2,230,668円	
平均要介護度 3の場合		

注-1:その他利用料が含まない、概算結果。

注-2:施設管理費と修繕費の合計を320万円と想定(通常の住宅並)し、全額借入れ、金利3%、30年返済とする。当初の返済額は約17万円/月となる。

注-3:介護保険収入の地域圏はその地域圏を想定し、1.0として計算。

7. 継続的な運営の改善に向けた留意点についてご意見を記載して下さい

【継続的な運営改善について】

介護保険制度にもとづく小規模多機能居宅介護事業では、サービスの提供に関して継続的な運営改善に向けた取組が求められています。このような、「継続的なサービスの改善への取組」について、貴事業所の方針などお聞かせ下さい。

サービスの提供方法

有効な情報公開の方法

職員のスキルアップに有効な教育・研修方法

苦情への対応方法と改善に向けた取組方法

■(参考)介護保険制度における運営推進委員の設置要件

【構成メンバー】

- ・利用者、利用者の家族、事業所管轄の市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等

【開催要件】

- ・おおむね2か月に1回以上開催すること

【会議における検討事項】

- ・サービス提供回数等の活動状況報告
- ・サービス提供に対する評価
- ・要望、助言の聴取

9. 最後に、小規模多機能に関するあり方など自由なご意見をご記入下さい

.....

ご協力ありがとうございました
2006年12月22日(金)までにご返送をお願いします。

厚生労働省科学研究費補助金総合研究報告書

小規模多機能サービス拠点の成立条件と多面的展開に関する研究

平成 19 年 3 月発行

連絡先 北星学園大学 杉岡研究室

〒004-8631 札幌市厚別区大谷地西 2-3-1

電話 011-891-2731 FAX 011-896-7660

E-mail sugioka@hokusei.ac.jp